

令和2年度

第2回 豊山町国民健康保険運営協議会

日時 令和3年3月2日（火）午後2時00分

場所 豊山町役場 会議室3

生活福祉部 保険課 国民健康保険・医療係

<このページは空白です。>

目次

令和3年度の国民健康保険税率について【報告事項】	- 1 -
1 令和3年度の国民健康保険税率について	- 1 -
(1) 答申事項.....	- 1 -
(2) 令和3年度の国民健康保険税率	- 2 -
(3) 国民健康保険税率改定後の法定外繰入金の解消シミュレーション	- 3 -
(4) 賦課限度額の引き上げ	- 3 -
2 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の本算定結果	- 5 -
(1) 国民健康保険事業費納付金【本算定結果】	- 5 -
(2) 豊山町の標準保険料率【本算定結果】	- 6 -
豊山町国民健康保険の状況について【報告事項】	- 7 -
1 被保険者数の推移.....	- 7 -
2 被保険者1人当たりの医療費の推移	- 8 -
3 課税・収納の状況.....	- 9 -
4 法定外繰入金の推移.....	- 9 -
制度改正について【その他】	- 10 -
1 国民健康保険税における「軽減制度」の改正について	- 10 -

令和3年度の国民健康保険税率について【報告事項】

1 令和3年度の国民健康保険税率について

第1回国民健康保険運営協議会（令和2年12月23日開催）に諮問した「令和3年度以降の国民健康保険税率（案）」について、答申された事項を踏まえ、令和3年度の国民健康保険税率を次のとおり設定した。

（1）答申事項

- ① 令和3年度は、令和2年度の税率を据え置きとする。
- ② 令和4年度、令和5年度については、毎年の賦課総額を概ね4%引き上げる。

(2) 令和3年度の国民健康保険税率

令和3年度の国保税率（案）で試算した賦課総額は3億6,854万円（対前年度比0.2%増）となり、また、一人当たりの調定額は103,871円（対前年度比 ▲647円0.6%減）となる。

区分		標準保険料率（本算定）		R2年度（現行）		R3年度（案）	
		税率	割合	税率	割合	税率	割合
医療	所得割	5.61%	56.7	6.20%	56.1	6.20%	56.2
	均等割	22,926円	43.3	24,400円	43.9	24,400円	43.8
	平等割	15,951円		19,700円		19,700円	
後期	所得割	2.34%	56.0	2.06%	55.7	2.06%	55.7
	均等割	9,343円	44.0	7,900円	44.3	7,900円	44.3
	平等割	6,501円		7,000円		7,000円	
介護	所得割	2.39%	57.6	1.43%	54.9	1.43%	55.0
	均等割	12,059円	42.4	8,000円	45.1	8,000円	45.0
	平等割	6,161円		5,300円		5,300円	
賦課総額（一般）（※1）		367,218,947円		367,722,146円		368,534,675円	
対前年度		—		—		+812,529円 0.2%	
対標準保険料率		—		+503,199円		+1,315,728円	
調定額（一般）（※2）		327,974,811円		330,486,569円		328,439,727円	
対前年度		—		—		▲2,046,842円 -0.6%	
対標準保険料率		—		+2,511,758円		+464,916円	
一人当たりの調定額		103,724円		104,518円		103,871円	
対前年度		—		—		▲647円 -0.6%	
対標準保険料率		—		+794円		+147円	

（※1）令和2年9月末現在の被保険者データで試算

被保険者数（一般） 3,162人

（※2）調定額は賦課総額から軽減額を控除した額

(3) 国民健康保険税率改定後の法定外繰入金の解消シミュレーション

区分	H29年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	
		H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
法定外繰入金 (※)	(計画)	97,119,000円	83,518,000円	69,912,000円	56,564,000円	28,884,000円	14,442,000円	0円
	(実績)	87,692,000円	84,507,000円	65,949,000円	43,326,000円	15,008,000円		

(※) 法定外繰入金（実績）のH29, 30, R1年度は決算額、R2年度は当初予算額、R3年度は当初予算額（案）

(4) 賦課限度額の引き上げ

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、下記のとおり賦課限度額を改定し、豊山町国民健康保険税条例の改正を行う。

○改正内容

区分	R2年度	区分	R3年度	
	賦課限度額		賦課限度額	増減
医療給付費	61万円	医療給付費	63万円	2万円
後期支援金	19万円	後期支援金	19万円	据え置き
介護納付金	16万円	介護納付金	17万円	1万円

○限度額引き上げによる影響額

区分	増減
医療給付費	+71万円
後期支援金	±0円
介護納付金	+11万円
計	+82万円

○限度額引き上げによる影響世帯数

区分	改正前	改正後	増減
医療給付費	36世帯	35世帯	1世帯
後期支援金	46世帯	46世帯	0世帯
介護納付金	12世帯	10世帯	2世帯

※令和2年9月末現在の被保険者データで試算

条例	改正の概要
第2条2項	医療給付費分 賦課限度額 610,000円 → 630,000円
第2条4項	介護納付金分 賦課限度額 160,000円 → 170,000円
第23条	医療給付費分 賦課限度額 610,000円 → 630,000円
第23条	介護納付金分 賦課限度額 160,000円 → 170,000円

●施行期日

令和3年4月1日から施行する。

2 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の本算定結果

令和3年1月20日に愛知県から『国民健康保険事業費納付金等の本算定結果』が示された。

(1) 国民健康保険事業費納付金【本算定結果】

豊山町の国民健康保険事業費納付金【本算定結果：一般】

R3本算定結果 ①	R3仮算定結果 ②	R2本算定結果 ③	R3仮算定との差 =①-②	R2本算定との差 =①-③
416,407,962円	418,876,369円	449,054,469円	▲2,468,407円	▲32,646,507円

豊山町の一人当たりの納付金

市町村名	R3本算定結果 ①		R2本算定結果 ③		R2本算定との差 =①-③
	一人当たりの納付金	順位(※)	一人当たりの納付金	順位(※)	
豊山町	131,816円	37位	136,782円	28位	▲4,966円
県平均	136,206円	—	137,313円	—	▲1,107円

※ 順位は全54市町村中、高い順

(2) 豊山町の標準保険料率【本算定結果】

区分		R3本算定結果	応能応益割合	R2本算定結果	応能応益割合
医療	所得割	5.61%	56.7	5.89%	56.3
	均等割	22,926円	43.3	24,118円	43.7
	平等割	15,951円		16,814円	
後期	所得割	2.34%	56.0	2.11%	56.2
	均等割	9,343円	44.0	8,502円	43.8
	平等割	6,501円		5,927円	
介護	所得割	2.39%	57.6	1.96%	57.6
	均等割	12,059円	42.4	10,115円	42.4
	平等割	6,161円		5,145円	
計	所得割	10.34%		9.96%	
	均等割	44,328円		42,735円	
	平等割	28,613円		27,886円	
賦課総額（一般）（※1）		367,218,000円		395,073,000円	
調定額（一般）（※2）		327,974,000円		357,087,000円	
一人当たりの調定額		103,724円		106,689円	

（※1）令和2年9月末現在の被保険者データで試算

被保険者（一般）3,162人

（※2）調定額は賦課総額から軽減額を控除した額

豊山町国民健康保険の状況について【報告事項】

1 被保険者数の推移

■全体

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
一般	3,868人	3,679人	3,446人	3,277人	3,177人
退職	42人	7人	2人	0人	0人
全体計	3,910人	3,686人	3,448人	3,277人	3,177人
対前年度比	-	▲224人	▲238人	▲171人	▲100人
町人口	15,544人	15,726人	15,789人	15,766人	15,838人
加入割合	25.2%	23.4%	21.8%	20.8%	20.1%
国保世帯数	2,275世帯	2,188世帯	2,027世帯	1,963世帯	1,934世帯
町世帯数	6,433世帯	6,592世帯	6,698世帯	6,806世帯	6,864世帯
加入割合	35.4%	33.2%	30.3%	28.8%	28.2%

※人数、世帯数は年度末現在 ※R2年度はR3年1月末現在

■【再掲】0～6歳（未就学）

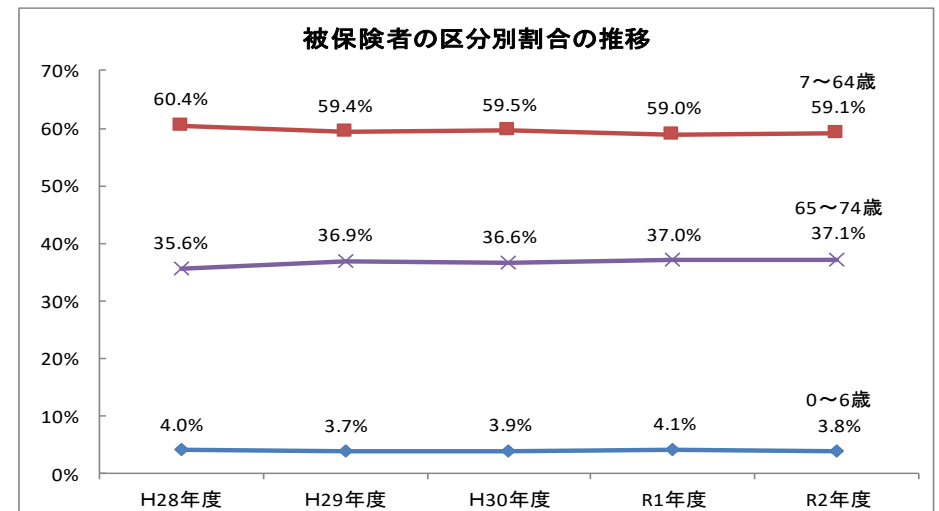
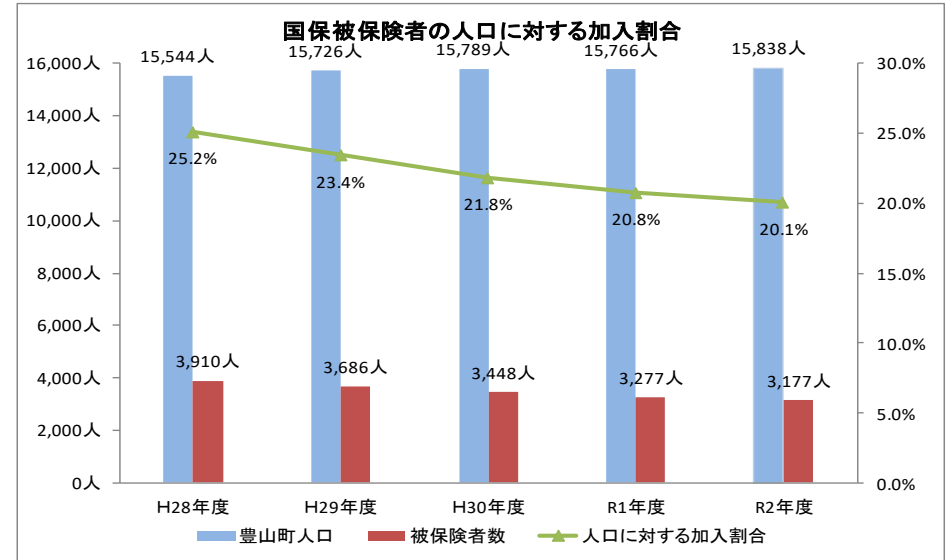
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
0～6歳計	155人	137人	134人	133人	120人
対前年度比	-	▲18人	▲3人	▲1人	▲13人
構成割合	4.0%	3.7%	3.9%	4.1%	3.8%

■【再掲】7～64歳

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
7～64歳計	2,363人	2,188人	2,053人	1,932人	1,877人
対前年度比	-	▲175人	▲135人	▲121人	▲55人
構成割合	60.4%	59.4%	59.5%	59.0%	59.1%

■【再掲】65～74歳（前期高齢者）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
65～74歳計	1,392人	1,361人	1,261人	1,212人	1,180人
対前年度比	-	▲31人	▲100人	▲49人	▲32人
構成割合	35.6%	36.9%	36.6%	37.0%	37.1%



2 被保険者1人当たりの医療費の推移

■ 全体

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
全体計	271,774円	295,760円	301,779円	299,428円	308,509円
対前年度比	—	23,986円 (8.8%)	6,019円 (2.0%)	▲2,351円 (▲0.8%)	9,081円 (3.0%)
受診件数	16.0件	15.7件	17.1件	16.9件	16.3件
県下平均	321,748円	328,700円	338,326円	349,131円	—
県内順位	2位	2位	3位	2位	—

※R2年度は決算見込額 ※県内順位は医療費の低い順

■ 【再掲】 0～6歳（未就学）

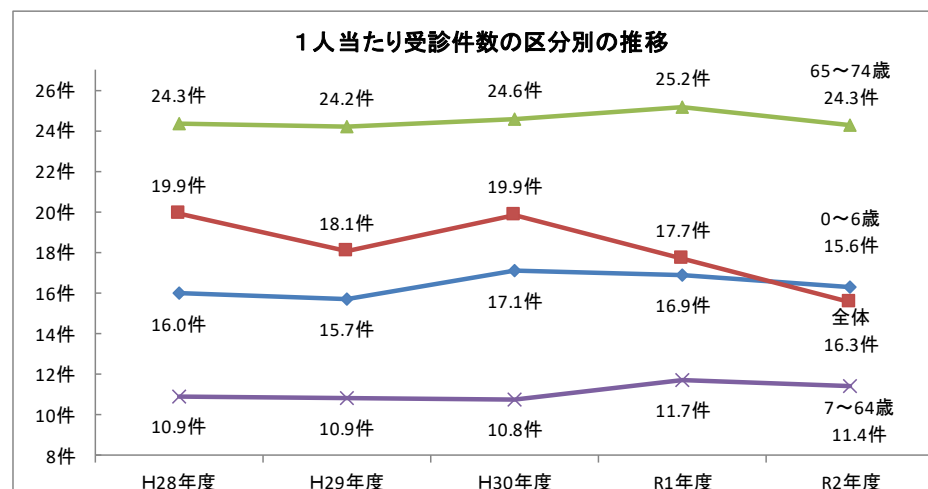
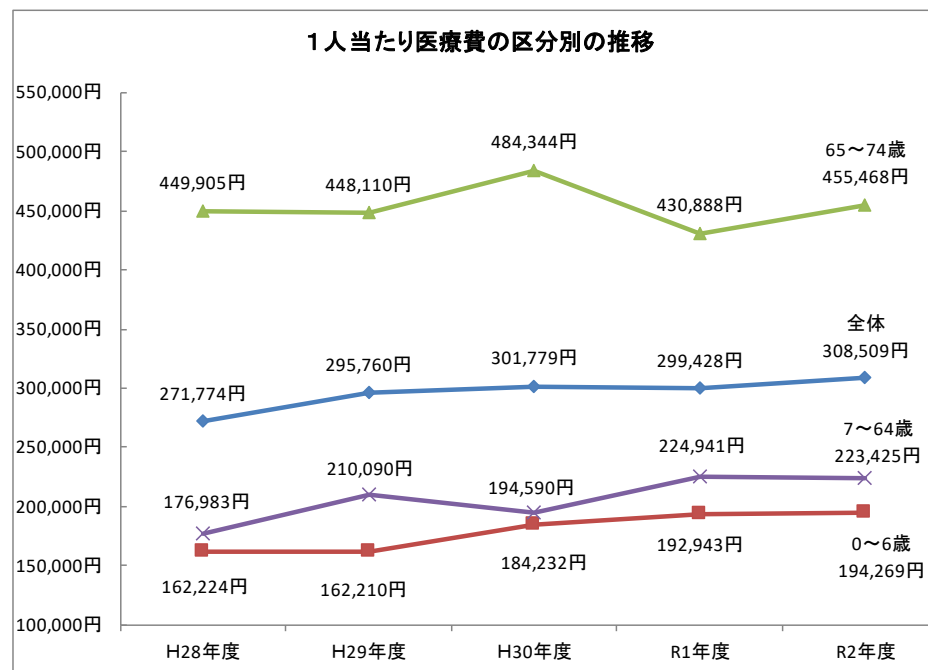
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
0～6歳計	162,224円	162,210円	184,232円	192,943円	194,269円
対前年度比	—	▲14円 (▲0.0%)	22,022円 (13.6%)	8,711円 (4.7%)	1,326円 (0.7%)
受診件数	19.9件	18.1件	19.9件	17.7件	15.6件

■ 【再掲】 7～64歳

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
65～74歳計	176,983円	210,090円	194,590円	224,941円	223,425円
対前年度比	—	33,107円 (18.7%)	▲15,500円 (▲7.4%)	30,351円 (15.6%)	▲1,516円 (▲0.7%)
受診件数	10.9件	10.9件	10.8件	11.7件	11.4件

■ 【再掲】 65～74歳（前期高齢）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
7～64歳計	449,905円	448,110円	484,344円	430,888円	455,468円
対前年度比	—	▲1,795円 (▲0.4%)	36,234円 (8.1%)	▲53,456円 (▲11.0%)	24,580円 (5.7%)
受診件数	24.3件	24.2件	24.6件	25.2件	24.3件



3 課税・収納の状況

(1) 1人当たりの調定額（現年度分）

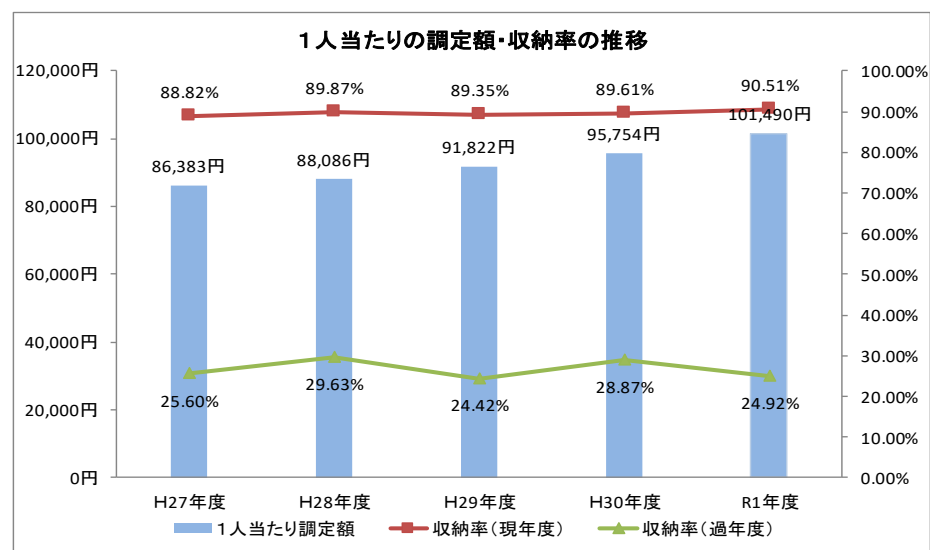
年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
調定額	86,383円	88,086円	91,822円	95,754円	101,490円
対前年度比	—	1,703円 (2.0%)	3,736円 (4.2%)	3,932円 (4.3%)	5,736円 (6.0%)

(2) 収納率（現年度分）

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
収納額	88.82%	89.87%	89.35%	89.61%	90.51%
対前年度比	—	1.06%	▲0.52%	0.26%	0.90%

(3) 収納率（過年度分）

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
収納額	25.60%	29.63%	24.42%	28.87%	24.92%
対前年度比	—	4.03%	▲5.21%	4.45%	▲3.95%



4 法定外繰入金の推移

(1) 法定外繰入金

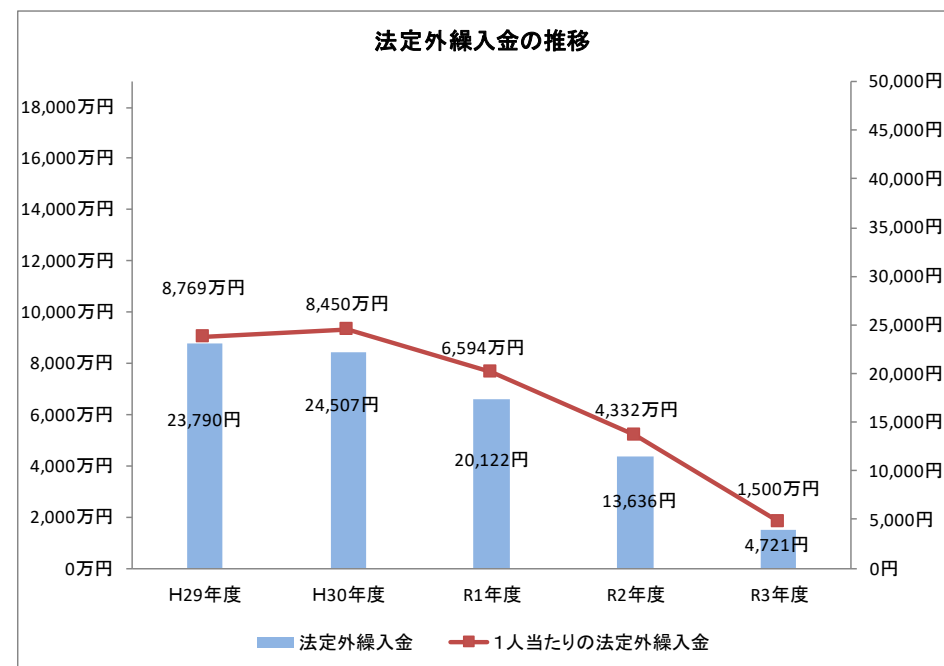
年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
法定外繰入金	8,769万円	8,450万円	6,594万円	4,332万円	1,500万円
対前年度比	—	▲319万円 (▲3.6%)	▲1,856万円 (▲22.0%)	▲2,262万円 (▲34.3%)	▲2,832万円 (▲65.4%)

※H29～R1年度は決算額、R2～R3年度は当初予算額

(2) 1人当たりの法定外繰入金

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
法定外繰入金	23,790円	24,507円	20,122円	13,636円	4,721円
対前年度比	—	717円 (3.0%)	▲4,385円 (▲17.9%)	▲6,487円 (▲32.2%)	▲8,914円 (▲65.4%)

※H29～R1年度は決算額、R2～R3年度は当初予算額



制度改正について【その他】

1 国民健康保険税における「軽減制度」の改正について

税制改正に伴い、給与所得控除額と公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられるとともに、基礎控除額が10万円引き上げられるため、国民健康保険税の応益分保険料（均等割、平等割）軽減判定基準が見直された。

給与所得控除額と公的年金等控除額の引き下げによって所得が増加する方が2人以上いる世帯は軽減措置に該当しなくなることがあることから、その影響を避けるため、軽減判定所得の算定時における基礎控除額を43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることとする。

■改正内容

軽減種別	改正	軽減基準所得（世帯主及び国保加入者等の合計所得）
7割軽減	改正前	基礎控除額 33万円
	改正後	<u>基礎控除額 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u>
5割軽減	改正前	<u>基礎控除額 33万円 + 28.5万円 × 被保険者数</u>
	改正後	<u>基礎控除額 43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u>
2割軽減	改正前	<u>基礎控除額 33万円 + 5.2万円 × 被保険者数</u>
	改正後	<u>基礎控除額 43万円 + 5.2万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u>

■改正による影響について

軽減種別	改正前	改正後	増減	保険税影響額
7割軽減	397世帯 (20.97%)	442世帯 (23.35%)	45世帯 (2.38%)	▲2,320,000円
5割軽減	248世帯 (13.10%)	269世帯 (14.21%)	21世帯 (1.11%)	▲1,030,000円
2割軽減	214世帯 (11.30%)	186世帯 (9.83%)	▲28世帯 (-1.48%)	490,000円
計				▲2,860,000円

※全世帯数：1,893世帯 ※令和2年9月末現在の被保険者データを基に令和3年度予定税率を用いて算出

■モデル世帯（40～64歳 被保険者2名の世帯）

① 改正前

夫：給与収入1,200,000円（給与所得550,000円） 妻：給与収入1,000,000円（給与所得350,000円）

年間保険税：79,400円（軽減判定所得900,000円）（5割軽減：330,000円 ≤ 軽減判定所得 ≤ 900,000円）

改正後

夫：給与収入1,200,000円（給与所得650,000円） 妻：給与収入1,000,000円（給与所得450,000円）

年間保険税：79,400円（軽減判定所得1,100,000円）（5割軽減：430,000円 ≤ 軽減判定所得 ≤ 1,100,000円）

増減：0円

② 改正前

夫：営業所得400,000円 妻：収入なし

年間保険税：62,900円（軽減判定所得400,000円）（5割軽減：330,000円 ≤ 軽減判定所得 ≤ 900,000円）

改正後

夫：営業所得400,000円 妻：収入なし

年間保険税：33,600円（軽減判定所得400,000円）（7割軽減：軽減判定所得 ≤ 430,000円）

増減：▲29,300円